

令和５年第８回白河市農業委員会総会議事録

１．開催の日時及び場所

日 時 令和５年８月３１日（木）午後２時００分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

２．会議構成人員（３８名）

出席農業委員（１９名）

欠席農業委員（なし）

出席農地利用最適化推進委員（１９名）

欠席農地利用最適化推進委員（なし）

３．本日の提出議案

- １ 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について
- ２ 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について
- ３ 議案第３号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 皆様、改めましてこんにちは。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和5年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第5条関係が3件、議案書のほうには4件記載されておりますが、先日取下げがありましたので3件ということでお願いいたします。白河市農業振興地域整備計画の変更関係が13件、合わせて24件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ですが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議案第1号

会 長 議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第2項の規定により審議するものとする。令和5年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8朗読】

以上、その 1 からその 8 までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第 3 条その 1 について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 8 月 23 日、委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人と 8 月 23 日、現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 2 について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 8 月 27 日に委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にもお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 2 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 3 について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 8 月 26 日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人ともお会いし、申請内容について確認したところ問題ないことでした。今回の移転による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 3 について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る8月26日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人ともお会いし、内容について確認したところ問題ないとのことでした。今回の移転による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 調査依頼書に譲渡人、譲受人の委任状がありましたので、8月26日に委員と代理人の行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。また、周辺農地への影響は特に問題はないと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 この件につきまして、去る27日、譲渡人へ電話連絡を取りまして、内容等について確認しましたところ、申請書どおりという形の確認は取れました。なお、翌日の28日、現地調査を行いまして、委員同行、譲受人立会いの下、現地調査をいたしました。申請内容等々、新規就農計画書の中で野菜をしっかりと作りますという確約は取れましたので、何ら問題はないと思います。

なお、周辺農地への影響もないかと思われますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、8月28日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について確認し、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、8月28日、委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について間違いのないことです。また、譲渡人については療養中のため、奥様に電話で確認してもらっています。双方とも申請内容に間違いのないことで、周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 ご報告させていただきます。今回の申請について、去る8月25日に委員と現地調査を行いました。譲渡人には8月26日に現場で申請内容について確認しました。また、譲受人は事情により不在のため、8月26日に電話で確認しました。二方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺の農地への影響については、特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 調査依頼書に譲渡人、譲受人の委任状がありました。8月26日に橋本委員と代理人行政書士と現地調査を行いました。申請内容について確認し、申請内容に間違いないとのことでした。転用による周辺農地への影響は、特に問題はないと思われれます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る8月25日に委員と行政書士と現地調査を行いました。譲渡人はご高齢で、譲受人は遠方のため、委任状が出ていることもあり、3人で行いました。

申請内容に間違いはないとのこと。周辺農地への影響も特にないと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、27ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和5年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第13号について、承認することにご異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、第1号から第13号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 それでは、事務局より申し上げます。次回総会ですが、9月29日金曜日、午後2時よりここ正庁で開催いたします。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 ほかになければ、これをもちまして、令和5年第8回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時00分）
